令和8年度 茨城県価格転嫁促進事業

価格交渉サポート補助金

茨城県では、県内中小企業者の価格転嫁を推進するため、価格交渉を含む経営改善を図る企業に対して、そのコンサルティング費用を補助します。

補助対象

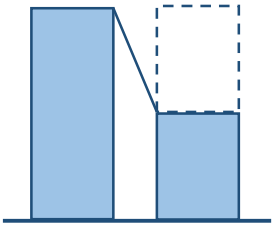
- 主たる事業所が茨城県内に所在する中小企業等
- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで、「パートナーシップ構築宣言」を公表する中小企業等
- 茨城県の「価格転嫁促進事業」にて、令和9年（2027年）1月31日までに専門家の伴走支援を受けた中小企業等

伴走支援の詳細や申込みはこちらからご確認ください



対象経費

価格交渉のサポートや経営課題の分析
販売戦略の見直しなどにかかる
コンサルティング費用や委託料



補助率

補助対象経費の1/2（補助上限：50万円）
※小規模事業者は2/3

申請方法や詳細については、茨城県ホームページをご確認ください

https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/kakakutenka/support-hojyokin.html

申請についてのご質問などは、お電話・WEBフォームへお気軽にご相談ください

茨城県価格転嫁相談窓口 専用ダイヤル **029-233-6737**
9:00～17:00（土日祝日除く）

WEBフォーム

茨城県価格転嫁相談窓口｜茨城県水戸市三の丸1丁目5番18号（株式会社常陽産業研究所内）

茨城県では「パートナーシップ構築宣言」の登録サポートも行っています

パートナーシップ構築宣言をしてみませんか？

「パートナーシップ構築宣言」は、取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言し、「成長と分配の好循環」を目指していくことを目的としています。宣言を行った企業は、公式ポータルサイトに企業名と宣言の内容が掲載され、取組を周知できるほか、補助金や融資などでの優遇措置が受けられます。

パートナーシップ構築宣言

茨城県産業戦略部中小企業課　〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 TEL.029-301-3550